

# 株式会社ナスタ 人権方針

## 1. 国際的な法令や規範の遵守

ナスタは事業活動が影響を及ぼす人々への責任を認識し、人権に関する国際規範である国連「世界人権宣言」や国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などを支持し、人権尊重の取り組みを推進していきます。また事業活動を行う国や地域において適用される法令を遵守します。

各国や地域の法令と国際的に認められた人権との間に矛盾がある場合は、国際的な人権原則を最大限尊重するための方法を追求していきます。

## 2. 適用範囲

本方針はナスタのすべての役員と従業員に適用します。また、ビジネスパートナーやその他関係者に対して本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

## 3. 推進体制

取締役社長を議長とする会議体にて、本方針と人権尊重への取り組みを監視・監督する責任を負います。

## 4. 人権デュー・デリジェンス

ナスタは国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、事業活動における人権への負の影響を特定し、その防止または軽減に努めるために、人権デュー・デリジェンスの取り組みを実施していきます。

## 5. 救済・是正

ナスタは事業活動における人権への負の影響を直接的に引き起こしたり、間接的に関与していることが確認された場合、適切な手続き・対話を通じてその是正に取り組みます。

人権を含む相談ができる通報窓口（ホットライン）を社内外に設置するとともに、相談に適切に対応できる態勢を整備します。

## 6. 教育

ナスタは本方針が社内外の浸透し、事業活動の中で人権尊重の取り組みが適切に実行されるよう、教育等を行います。

## 7. 対話

ナスタは事業活動にかかわる人権の課題について、外部の有識者からの助言や、影響を受ける人々との対話に努めます。

## 8. 報告・情報開示

ナスタは人権に関する取り組みについて、ウェブサイト等で報告します。

## 9. 本方針の見直し

社会動向による外部環境の変化や影響を受ける人々との対話等を踏まえ、定期的に本方針を見直し、人権尊重の取組の高度化に努めます。

## 10. 本方針の承認

本方針は、2025 年 3 月の株式会社ナスタ取締役会において承認されました

株式会社ナスタ

代表取締役 CEO 笹川 順平